

鹿沼市公式ツイッター運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市（以下「市」という。）がソーシャルメディアサービスであるツイッターを市民等への情報提供媒体として運用するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ツイッター インターネット上で140文字以内の短い文章を不特定のインターネット利用者に公開するための情報媒体をいう。
- (2) 公式ツイッター 市が設置・運用するツイッターをいう。
- (3) アカウント ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) アカウント運用ポリシー アカウントの運用方針又は取決めをいう。
- (5) ツイート ツイッターに記事を投稿する行為又は投稿された記事をいう。
- (6) リプライ 他のユーザーのツイートに返信することをいう。
- (7) リツイート 他のユーザーのツイートを引用して投稿することをいう。
- (8) フォロー 他のユーザーのツイートを受信するように登録することをいう。

(運営主体)

第3条 公式ツイッターの運営主体は市とし、アカウントの管理及びツイートの発信は総務部秘書課広報広聴係（以下「広報広聴係」という。）が行う。

2 ユーザー名は `kanuma_city` とする。

(アカウント運用者の明示)

第4条 市は、成りすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式ツイッターのユーザー名を市の公式ホームページ上に明示する。

(アカウント運営ポリシーの策定と明示)

第5条 市は、アカウントの運営主体、発信する内容、発信方法等についてアカウント運用ポリシーを策定し、公式ツイッターのプロフィール欄で明示する。

(掲載内容)

第6条 市は、公式ツイッターで、次に掲げるものをツイートする。

- (1) 市ホームページ等に掲載したコンテンツの概要、リンクの情報等
- (2) 広報広聴係から何らかの手段で市民等に情報提供したもの
- (3) かぬマニア情報や災害情報など、メール配信システムで配信したもの
- (4) その他、秘書課長が適当と認めるもの

(リプライ、リツイート及びフォローの制限)

第7条 市は、原則としてリプライ、リツイート及びフォローは行わない。ただし、国、地方公共団体、公益法人等が発信したツイートで、特に秘書課長が必要と認めるもの

はこの限りではない。

(ホームページとのリンク)

第8条 ツイートに記載するリンク先は、原則として市が運営するホームページのみとする。ただし、国、地方公共団体又は公益法人等が開設したホームページで、秘書課長が特に必要と認めるものはこの限りではない。

(公序良俗)

第9条 次に掲げる情報は発信しない。

- (1) 不敬な言い方を含む情報
- (2) 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
- (3) 違法行為または違法行為を煽る情報
- (4) 単なる噂や噂を助長させる情報
- (5) わいせつな内容を含む情報
- (6) その他公序良俗に反する一切の情報

(運用の停止)

第10条 市は、ツイートが困難になった場合には、その理由を市の公式ホームページに明記し、公式ツイッターの運用を停止する。

(その他)

第11条 その他この要領の実施について必要な事項は、秘書課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成24年10月1日から適用する。